

月によって収入にバラつきがある方の喪失手続き(減少申請)について

勤務日数が異なるなど、月によって収入にバラつきがあり、扶養の収入限度額を超える月と超えない月が混在する場合、収入限度額を超えた月から、次に収入限度額を超えた月までの合計を該当月数で割った平均額が収入限度額未満であるか否かで判断します。

※2ヵ月連続して収入限度額を超えた場合は直ちに減少手続きが必要です。

<収入限度額表>

対象	収入	年収 かつ 月額	日額
60歳未満の方		年収 130万円未満 かつ 月額 108,334円未満	3,612円未満
60歳以上の方または 障害年金受給者		年収 180万円未満 かつ 月額 150,000円未満	5,000円未満

【例-1】 50歳の被扶養者。2月と4月に収入限度額を超えた場合。

* = 収入超過月

月	1月	*2月	3月	*4月	5月
収入	8万円	15万円	9万円	15万円	11万円

(15万円+9万円+15万円) ÷ 3ヵ月 = 平均額は13万円

↓
平均額が収入限度額を超えているので速やかに減少手続きしてください

【例-2】 50歳の被扶養者。2月・4月・6月に収入限度額を超えた場合。

2月から4月の平均額が収入限度額を超えていない場合、4月から6月までの期間で同様の計算を行います。

* = 収入超過月

月	1月	*2月	3月	*4月	5月	*6月	*7月
収入	8万円	12万円	6万円	12万円	9万円	12万円	12万円

(12万円+6万円+12万円) ÷ 3ヵ月 = 平均額10万円

(被扶養者資格はそのまま継続されます)

(12万円+9万円+12万円) ÷ 3ヵ月 = 平均額11万円

平均額が収入限度額を超えているので速やかに減少手続きをしてください